

実施方針の新旧対照表

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
						横浜市下水道局北部汚泥処理センター 消化ガス発電設備整備事業 実施方針	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業 実施方針(修正)
						平成 16 年 7 月	平成 19 年 9 月
					全般	下水道局	環境創造局
					全般	建設部	環境施設部
					全般	汚泥処理センター	汚泥資源化センター
					全般	下水処理場	水再生センター
					全般	募集要項	公募要項
					E メールアドレス	ge-gaspfi@city.yokohama.jp	ks-gaspfi@city.yokohama.jp
					ホームページアドレス	http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/mizu/	http://www.city.yokohama.jp/me/kankyousui/pfi/svoukagas/index.html
					目次	第 7 法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
1	第1	1	(4)			…約 2, 400 万 kWh/年 (標準的家庭 6, 900 世帯相当) …	…約 2, 500 万 kWh/年 (標準的家庭 7, 100 世帯相当) …
2	第1	1	(5)	ア	(ア)	PFI 事業者は、設備のうち 4 機について、一定の運転実績を確保しながら、その設計、スケジュールにより、順次旧設備を更新建設し、その所有権を市に移転する。	PFI 事業者は、その設計、スケジュールにより、平成 21 年度末を期限に、順次旧設備を更新建設し、その所有権を市に移転する。
2	第1	1	(5)	ア	(ア)	…なお、更新に際し…	「なお、」を削除

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
2	第1	1	(5)	ア	(ア)		(追加) なお、PFI事業者は、市と一定の運転実績を確保できるように更新 建設計画を定めること。
2	第1	1	(5)	ア	(イ)	前処理を行い一定の組成を持つ消化ガスを受け取り、	「前処理を行い」を削除
2	第1	1	(5)	ア	(イ)	…その使用可能な全量（既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備 及び計画中の設備の焼却炉使用量を除く）…	…その使用可能な全量（既存焼却炉設備、燃料電池、空調設備の使用 量を除く）…
2	第1	1	(5)	ア	(ウ)	PFI事業者は、既設の設備5機について更新対象の4機（1 0号機から40号機まで）は更新時まで、更新対象とならない 1機（50号機）は平成28年度まで、運営及び維持管理する。 PFI事業者は、市から設備の使用許可を受け、その責任と費 用負担において運営し、市に電力及び温水を供給する。 市は、これらのサービスに対価を支払う。	PFI事業者は、更新後の設備及び更新対象とならない設備を使用す る場合は、市から使用許可を受け、その責任と費用負担において運営 と維持管理を行い、市に電力及び温水を供給する。 市は、これらのサービスに対価を支払う。 更新対象となる既設設備の運営及び維持管理については更新完了 まで、更新対象とならない既設設備の運営及び維持管理については PFI事業者による電力・熱の全面供給開始まで、市の所掌となる。 なお、PFI事業者は、新設設備及び更新対象とならない設備による 電力及び温水の全面供給を平成22年4月1日までに開始するもの とする。
3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)	市から供給する消化ガスの供給量は平均して約1,400Nm ³ /h、年間約1,200万Nm ³ とする。	市から供給する消化ガスの供給量は平均して約1,400Nm ³ /h、 年間約1,200万Nm ³ とする。ただし、平成19年度より5号焼 却炉の稼働を予定しているため消化ガス供給量が変わる可能性があ る。詳細は公募要項等において公表する。

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)b	中圧球形ガス貯留タンク 幾何容積 2,200m ³ ×2基 設計圧力 0.97MPa	「設計圧力 0.97MPa」を削除
3	第1	1	(5)	ウ	(ウ)b	使用圧力 0.39～0.59MPa 安全弁設定圧力 0.97MPa	「安全弁設定圧力 0.97MPa」を削除
4	第1	1	(5)	カ		事業期間は平成17年度から平成38年度とし、新設設備による運営及び維持管理は全面供給開始の平成19年度より20年間とする。	事業期間は平成20年度から平成41年度とし、更新建設の完了した新設設備から順次運営及び維持管理を始め、全面供給期間を平成22年4月1日より20年間とする。
4	第1	1	(5) (旧(6))	カ	(ア)	平成17年度 事業契約締結 平成17年度 着工 平成19年度 全面供給開始	「第1 1(6)」を「第1 1(5)カ(ア)」としたうえで下記のように変更。 平成20年度 事業契約締結 平成20年度 着工 平成22年4月1日 全面供給開始
4	第1	1	(5) (旧(6))	カ	(ア)	平成19年度の新設設備全面供給開始後に一部既存設備の撤去等の工事が発生することも差し支えない。	(削除)
4	第1	1	(5) (旧(7))	カ	(イ)		「第1 1(7)」を「第1 1(5)カ(イ)」とした。
6	第2	2				※1 参照	※1 参照

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
6	第2	2					(日程表の下に追加) ※ 必要に応じて、20年2月に提案者プレゼンテーションを行います。
6	第2	3	(1)			…を商法が規定する…	…を <u>会社法</u> が規定する…
7	第2	4	(1)			審査委員会は以下の5名で構成される。 (表)	審査委員会の <u>委員</u> については公告時に明らかにする。 (表)の削除
8	第2	(旧5)					削除
8	第2	5 (旧6)				実施方針への質問又は意見の受付及び回答	実施方針の <u>修正</u> への質問又は意見の受付及び回答
8	第2	5 (旧6)	(1)			平成16年7月15日(木) ～ 平成16年7月23日(金)午後5時まで	<u>平成19年9月11日(火)</u> ～ <u>平成19年9月18日(火)午後5時まで</u>
8	第2	5 (旧6)	(1)			MS-Excelで作成した様式2の書式を用いて、	MS-Excelで作成した <u>様式1</u> の書式を用いて、

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
8	第2	5 (旧6)	(2)			平成16年8月9日(月)	平成19年10月11日(木)
10	第4	1	(4)			北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業 図面・データ等資料(図面番号1、4~12)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業 図面・データ等資料(図面番号1、4~12、17)
13	第7	タイトル				第7 法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	第7 <u>法制</u> 上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
14	第8	5				東京青山・青木法律事務所	東京青山・青木・ <u>迫</u> 法律事務所
15	別紙1					※2参照	※2参照
その他						旧様式1を削除。旧様式2が新では様式1となる。様式1において「実施方針に関する質問・意見書」を「実施方針の修正に関する質問・意見書」とタイトルを変更。	

※1 「募集及び選定の日程（予定）」の新旧対象

旧	
平成16年7月7日	実施方針の公表
平成16年7月14日	実施方針についての説明会
平成16年7月15日 ～平成16年7月23日	実施方針への質問及び意見受付
平成16年8月9日	実施方針への質問及び意見への回答公表
平成16年9月	特定事業の選定、公表
平成16年10月	募集要項の公表 現場説明会の実施 募集要項への質問受付 関心表明書受付
平成16年11月	資格確認申請書受付 募集要項への質問への回答公表
平成17年1月	提案受付
平成17年3月	優先交渉権者の選定

新	
<u>平成19年9月4日</u>	実施方針 <u>（修正）</u> の公表
<u>平成19年9月11日</u> ～ <u>平成19年9月18日</u>	実施方針 <u>（修正）</u> への質問及び意見受付
<u>平成19年10月11日</u>	実施方針 <u>（修正）</u> への質問及び意見に対する回答公表
<u>平成19年10月</u>	特定事業の選定、公表
<u>平成19年11月</u>	公募要項等の公表 公募要項等への質問受付 関心表明書受付 資格確認申請書受付 公募要項等への質問への回答公表
<u>平成20年1月</u>	提案受付
<u>平成20年3月</u>	優先交渉権者の選定

※2 リスク分担表の修正

リスク分担に関する基本的な考え方（案）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	事業者	
共通	公募要項等リスク	公募要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	契約締結リスク	優先交渉権者との契約締結遅延や契約が結べない場合	○	○
	応募リスク	応募に係わる費用に関するもの		○
	法令変更又は許認可失効	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は PFI 事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの	○	
		上記以外の法令の変更又は許認可の失効によるもの		○
	税制の変更	消費税の変更のうち設計及び建設の対価に関するもの		○
		消費税の変更のうち電力料金及び温水料金に関するもの	○	
	市議会の議決	上記以外の税制変更によるもの		○
		市議会の不採決によるもの	○	○
	住民対応	本事業そのものに係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの	○	
		PFI 事業者による調査、建設、維持管理及び運営に係わる住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題	PFI 事業者による調査、建設、維持管理及び運営に係わる騒音、振動、光、臭気、排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償	PFI 事業者による調査、建設、維持管理及び運営に関し第三者に及ぼした損害に関するもの		○
	事業の中止、破綻あるいは延期	PFI 事業者の責めによる事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合		○
市の責めに帰すべき事業中止、遅延、債務不履行の場合		○		
国庫補助金		国庫補助事業の適用が受けられなかったとき	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市または選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う以下のリスク。 ・選定事業者の経費の増加又は収入の減少 ・市の経費の増加 ・完工遅延又は引渡遅延	○	△※1	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○	
保険	設備の設計、建設における履行保証保険及び維持管理、運営期間のリスクを保証する保険等によるもの	○	○	
安全管理	建設、維持管理及び運営における安全管理に関するもの		○	
調査・設計段階	契約内容及びその変更	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
		PFI 事業者の判断によるもの		○
	測量調査の不備、過誤	市が行った測量調査等の不備、誤り等によるもの	○	
		PFI 事業者が行った測量調査等の不備、誤り等によるもの		○
	設計の変更、遅延	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの			○	
設計費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○		
	PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
建設段階	電力・温水の供給停止・供給能力の低下	更新対象発電機の撤去工事、新設発電機の設置工事中の電力・温水の供給停止または規定水準以下の供給能力の低下によるもの		○
	工程変更	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○	
		PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの		○
リスクの種類	リスクの内容	負担者		

削除: 入札説明書

削除: 入札書

削除: 選定事業者

削除: 運営及び維持管理の対価

削除: の

削除: の

削除: (想定部分を除く)

		横浜市	事業者
建設 段階	工事遅延・未完工	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○
		PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの	○
	施工監理	施工監理に関するもの	○
	工事費の増大	市の提示条件及び指示の不備あるいは変更によるもの	○
		PFI 事業者の指示、判断の不備によるもの	○
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない(施工不良を含む)もの	○
	損害の発生	引き渡し前に工事目的物や材料及び他関連工事に起因して生じた損害に関するもの	○
	瑕疵担保	本設備の瑕疵がみつかった場合 (発電設備 2年)	○
物価上昇	インフレ・デフレ	○	
金利変動	借入金利の変動に伴うもの	○	
引渡	所有権の移転	移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの	○
維持 管理 ・ 運営 段階	支払遅延・不払い	電力料金及び温水料金の支払遅延及び不能によるもの	○
	電力の供給停止、供給能力の低下	市の責めに帰すべき事由による電力の供給停止または供給能力の低下に伴うもの	○
		PFI 事業者の責めに帰すべき事由による電力の供給停止または規定水準以下の供給能力の低下に伴うもの	○
	汚泥消化ガスの供給	市から選定事業者に提供される汚泥消化ガスの質または量の変更による選定事業者の収入の減少又は経費の増加	△
	条件不適合	設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない(施工不良を含む)もの	○
	計画変更	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴うもの	○
	維持管理費の増大	市の責めに帰すべき事業内容、用途の変更、あるいは市の指示等による要求水準の変更に伴う維持管理の増大に関するもの	○
		上記以外の要因による維持管理の増大に関するもの(物価、金利変動によるものを除く)	○
	施設の損傷	PFI 事業者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷	○
		市及び第三者の責めに帰すべき事故・火災による施設の損傷	○
劣化による損傷		○	
修理費の増大	修理費が予想を上回った場合	○	
物価上昇	インフレ・デフレ	○	
金利変動	借入金利の変動に伴うもの	○	

削除: 5

削除: サービス対価

削除: 選定

削除: ○

削除: △※2

削除: もの

○=主負担者 △=従負担者

※1 事業契約締結前に、該当する国庫補助制度が廃止になるなどの場合には事業契約の締結を行わない。この場合、本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については各自がそれぞれ負担するものとする。

※2 不可抗力に対応するための増加費用等の負担は主に市が負うものとするが、その一定割合は事業者の負担とする。

※3 市が供給する消化ガス量が大幅に変動に対してはその対応について協議を行うものとする。

※4 維持管理・運営段階の物価変動に伴い、毎年度、電気料金及び温水料金を改定するものとするが、当該年度の変動率が100分の1に満たない場合は、累積して100分の1に達するまで電力料金及び温水料金の改定を行わない。

※5 維持管理・運営段階の金利変動のリスクは、10年に一度、金利改定を行う形で市が負うものとする。